

平成 28 年度 保険料等その他変更について

○保険料

国への拠出金の増加、医療給付費の増加に加えて、定率国庫補助の削減（32%の補助率が28年度28.2%、29年度24.4%となり32年度には13.0%になる予定）、後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入に伴う補助金削減による収入減少に対応する為、下表のとおり保険料を改定することになりました。

平成 28 年度国民健康保険料改定表

単位：円

改定保険料 (平成 28 年度～)	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64 歳 月額保険料	40-64 歳以外 月額保険料
組 合 員	27,300	3,900	4,300	35,500	31,200
准組合員	11,800	3,900	4,300	20,000	15,700
家 族	8,300	3,900	4,300	16,500	12,200

保険料値上額	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64 歳 月額保険料	40-64 歳以外 月額保険料
組 合 員	6,500	300	200	7,000	6,800
准組合員	1,500	300	200	2,000	1,800
家 族	△ 500	300	200	0	△ 200

現行保険料 (平成 26 年度～)	基礎 賦課額	後期高齢者 支援金賦課額	介護納付金 賦課額	40-64 歳 月額保険料	40-64 歳以外 月額保険料
組 合 員	20,800	3,600	4,100	28,500	24,400
准組合員	10,300	3,600	4,100	18,000	13,900
家 族	8,800	3,600	4,100	16,500	12,400

○組合員の範囲

効率的な運営の確保と公平性の観点から、医師の方は組合員登録していただくものです。（「医師は組合員とする」を原則とし、特例として「医業に従事することが出来ない疾病・障害のある者」及び「学生」の場合に限り、組合員登録除外申請を承認）

なお、組合員登録にあたり、埼玉県医師会の会員であることが必須要件となっていますのでご注意ください。

○出産育児一時金

出産育児一時金の加算金について、組合員の加算金増額と子育て世代に対する支援の拡充として家族・准組合員にも対象を広げました。

平成 28 年 4 月 1 日以降の出産（妊娠 4 か月（85 日）以上の流産・死産を含む）から出産育児一時金が下表のとおりとなり、組合員は加算金 100,000 円、家族・准組合員は加算金 50,000 円になります。

直接支払制度、受取代理制度を利用した場合は、必ず差額が発生しますので当組合からご連絡いたします。また、差額の申請にあたり、「分娩介助の医師助産師証明」欄の証明は不要ですのでご注意ください。

種 別	支給額	産科医療保障制度加入期間での分娩
組 合 員	504,000 円	+16,000 円
准 組 合 員	454,000 円	+16,000 円
家 族	454,000 円	+16,000 円

○傷病手当金

傷病手当金については、組合員のみ対象としておりましたが、准組合員にも対象を広げました。

准組合員については、平成 28 年 4 月 1 日以降の入院分から適用となりますので、傷病手当金支給申請書（准組合員）にてご申請ください。

種 別	支給資格	支給額
組 合 員	3 ヶ月以上被保険者である組合員が療養のため事業または業務に従事することができなくなった日から起算して 30 日以上となる場合、1 日目から支給されます。（360 日限度）	1 日あたり 5,000 円
准 組 合 員	1 年以上被保険者である准組合員が療養のため入院 7 日以上した場合、1 日目から支給されます。（90 日限度）	1 日あたり 2,500 円